

警報発令時の注意

(1) 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から、「名古屋市」及び「名古屋市を含む地域全体」に暴風警報が発令されている場合について

- ① 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。
- ② 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経てから、当日の授業を始める。
- ③ 午前11時を過ぎた後、警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合には、当日の授業を中止する。

ただし、上記①②の場合、交通機関の途絶、道路・橋の破壊等で登校が危険な場合には、登校しなくてよい。

- * 居住する地域が「名古屋市」以外の生徒については、居住する市または町、及び、通学経路を含む「地域」に暴風警報が発令されている場合、学校へ連絡するとともに、自宅待機とする。
- * 登校のため自宅を出た後、当該地域に暴風警報が発令されるなど、登校が困難になった場合は、学校へ連絡するとともに、次のうち一番安全な方法をとる。
(ア) 安全な場所に避難する (イ) 帰宅する (ウ) 学校へ登校する
- * 「名古屋市」に暴風警報が発令されていない場合、授業は行われるものとする。

(2) 生徒の登校以前に、「名古屋市」及び、「名古屋市を含む地域全体」に特別警報が発表された場合について

- ① 授業を行わず、休業にする。
- ② 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行わない。
- ③ 解除後の授業開始については、学校ホームページ上に掲載する。

ただし、③の場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。

- * 居住する地域が「名古屋市」以外の生徒については、居住する市または町、及び、通学経路を含む「地域」に特別警報が発令されている場合、学校へ連絡するとともに、自宅待機とする。
- * 登校のため自宅を出た後、当該地域に特別警報が発表されるなど、登校が困難になった場合は、学校へ連絡するとともに、次のうち一番安全な方法をとる。
(ア) 安全な場所に避難する (イ) 帰宅する (ウ) 学校へ登校する
- * 「名古屋市」に特別警報が発令されていない場合、授業は行われるものとするが、身の安全を確保することを第一優先とする。